

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、真岡市のうち 2009 年(平成 21)年 3 月合併前の旧真岡市で真岡商工会議所が管轄している。なお、これ以外の市南部の地域は、にのみや商工会が管轄している。

本地域の面積は 111.76 km²で、市の総面積 167.34 km²の 67%を占める。

当会議所がある市中心地で五行川流域の中央部を真岡地区、南東部で小貝川流域の山前地区、北部に大内地区、南西部で鬼怒川東側の中村地区と、4 地区に分けられる。

(2) 地域の自然災害リスク

真岡商工会議所地域は、鬼怒川をはじめとして五行川、小貝川が流下しており、全域的に平坦な地形である。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

①洪水

「真岡市地域防災計画」及び市の「洪水ハザードマップ」によると、洪水予報河川である鬼怒川、五行川、小貝川周辺の広範囲に浸水想定区域が指定されており、0.5～3.0mの浸水が想定されている。特に、市中心部の五行川周辺においては、3.0 m～5.0mの浸水想定区域の場所がある。

②土砂災害

「真岡市地域防災計画」及び市の「土砂災害ハザードマップ」によると、真岡商工会議所管内に 63 箇所の急傾斜地崩壊、土石流等の危険箇所があり、土砂災害警戒区域に指定されている。特に、山前地区の山裾近くでは、多くの箇所で土石流の被害が発生するおそれがある。

③地震

真岡商工会議所地域を含む市周辺では、広範囲に被害をもたらす活断層は確認されていないが、真岡市は、首都直下地震が発生した際に、震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる首都直下緊急対策区域として指定されている。

④集中豪雨

近年の温暖化による異常気象により、局地的な大雨が頻発している状況であり、真岡市としても、災害の規模や状況に応じた柔軟な対応が必要である。また、道路の冠水などのライフラインに影響を及ぼす恐れのある箇所がある。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

①売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・ 消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・ 式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・ 宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・ 学校休校 ・ 風評被害 ・ 先行き不安による消費マインドの低下

②仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・ 工場、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 生産、工期の遅れ
- ・ 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況

< 真岡商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合 >

・ 商工業者数 2, 5 8 1 ・ 小規模事業者数 1, 9 8 0

【内訳】

大分類	商工業者数	うち小規模事業者数	備考
建設業	362	349	管内全域に広く分布している
製造業	217	126	管内全域に広く分布している
卸売業、小売業	656	424	管内全域に広く分布し特に中心部に分布している
金融業、保険業	36	24	管内中心部に分布している
不動産業、物品賃貸業	189	187	管内中心部に分布している
宿泊業、飲食サービス業	341	244	管内中心部に分布している
生活関連サービス業、娯楽業	252	244	管内中心部に分布している
その他	528	382	管内全域に広く分布している
事業所数 合計	2,581	1,980	

(6) これまでの取組

① 真岡市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

② 真岡商工会議所の取組

- ・ 真岡商工会議所 B C P の策定
- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 真岡商工会議所主催の事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・ 真岡市が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課題

- ・真岡市は、東日本大震災で6強の震度により多大な被害を受けている地域でもあり、管内事業者は、経営強靱化を図り、災害対応力を高める必要がある。
- ・現状では、緊急時の取組において真岡市と真岡商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・真岡商工会議所については、事業継続力強化に関して、管内事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する職員が不足している。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不在。
- ・保険や共済に対する助言を行えるような職員が不足している。

3. 目標

真岡市と真岡商工会議所は、自然災害等による突然の経営環境の変化への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援すべく、連絡体制を平時より構築する等、万が一の場合の地域経済・起業への影響を最小限にするための事業に取り組むものとする。

- ・地区内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うために、組織内における体制、関係機関との連携体制を整備する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

①管内の事業者に対する災害リスクの周知

- ・窓口、巡回指導時に、「真岡市ハザードマップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策、事業者BCPについて案内・説明を行う。
- ・真岡商工会議所の会報誌や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、真岡市と真岡商工会議所の共催による小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介、事業者BCPの案内等を実施する。

②管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者BCPの策定支援や実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について支援及び助言を行う。事業継続力強化計画の策定支援にあたっては、認定を受けることで税制優遇や各種補助金の加点になる等のメリットを伝え、推進を図る。また、事業継続力強化計画策定を行った企業に対し、事業継続計画の策定を推進する。

③商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成28年に真岡商工会議所災害対応・事業継続対応（BCP）を作成済み【別添】。実態に即した対応ができるよう体制の強化を図る。

また、感染症対策については未計画の為、自然災害に加えて感染症対策につ

いても策定を行う。

④関係団体との連携

- ・全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱会社である、東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を開催するとともに、事業者BCPの策定に取組むメリットの説明や災害対応、リスクへの備え等損害保険の紹介等を実施する。

⑤フォローアップ

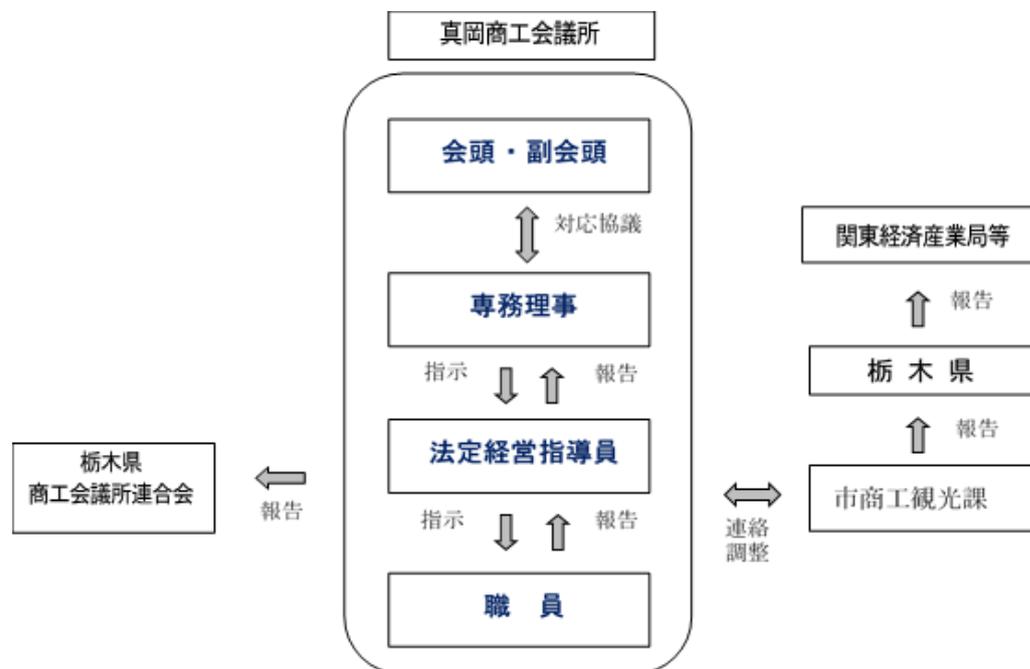
- ・巡回や窓口指導を通じて、小規模事業者に対し、事業継続計画等の取組状況のヒアリングを行う。その事業者の状況に応じて、計画策定や保険等加入について支援を行い、取組状況のフォローアップを行う。
- ・真岡市事業継続力強化支援協議会（仮称）【構成員：真岡商工会議所、にのみや商工会、真岡市】を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑥訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、真岡市との図上訓練などにより連絡ルートの確認等を行う。（訓練は、必要に応じて実施する。）

(2) リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) リスク発生時の対応

①大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・真岡商工会議所では発災後速やかに職員の安否・出勤可否の報告を行う。
- ・真岡商工会議所BCPに則り、災害に関する公表内容を整理し、地域総合経済団体としての活動ができるよう運営体制を整備する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・真岡市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・真岡商工会議所BCPに則り、応急対策の方針を決定するために必要な災害状

況（エリア内人的・建物含む）の掌握として、市内の主な会員企業等に対し、安全確保したうえでの現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。

- ・収集した情報をもとに、BCPの発動の有無を災害対策本部長（真岡商工会議所専務理事）が状況を見極め、当面の方針を決定する。BCPが発動する際はマニュアルに基づき、その計画に沿って行動する。なお、管轄が入り組む地域については、適宜、にのみや商工会と連携（連絡、情報交換）し対応する。

3) 被害情報の共有

- ・真岡市と真岡商工会議所は、以下の方法と頻度で情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・真岡市と真岡商工会議所は3)のとおり情報を共有した後、真岡市は栃木県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、真岡商工会議所においては栃木県商工会議所連合会（以下「県連合会」という）が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

なお、報告は3)と同様の様式で行う。

②国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・真岡市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・真岡商工会議所は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・真岡市と真岡商工会議所は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・真岡市と真岡商工会議所は3)のとおり情報を共有した後、真岡市は栃木県へ、真岡商工会議所は県連合会へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法について、必要に応じて真岡市と協議する（真岡商工会議所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、真岡商工会議所等に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な罹災証明書について周知し、取得を促す。また、被災状

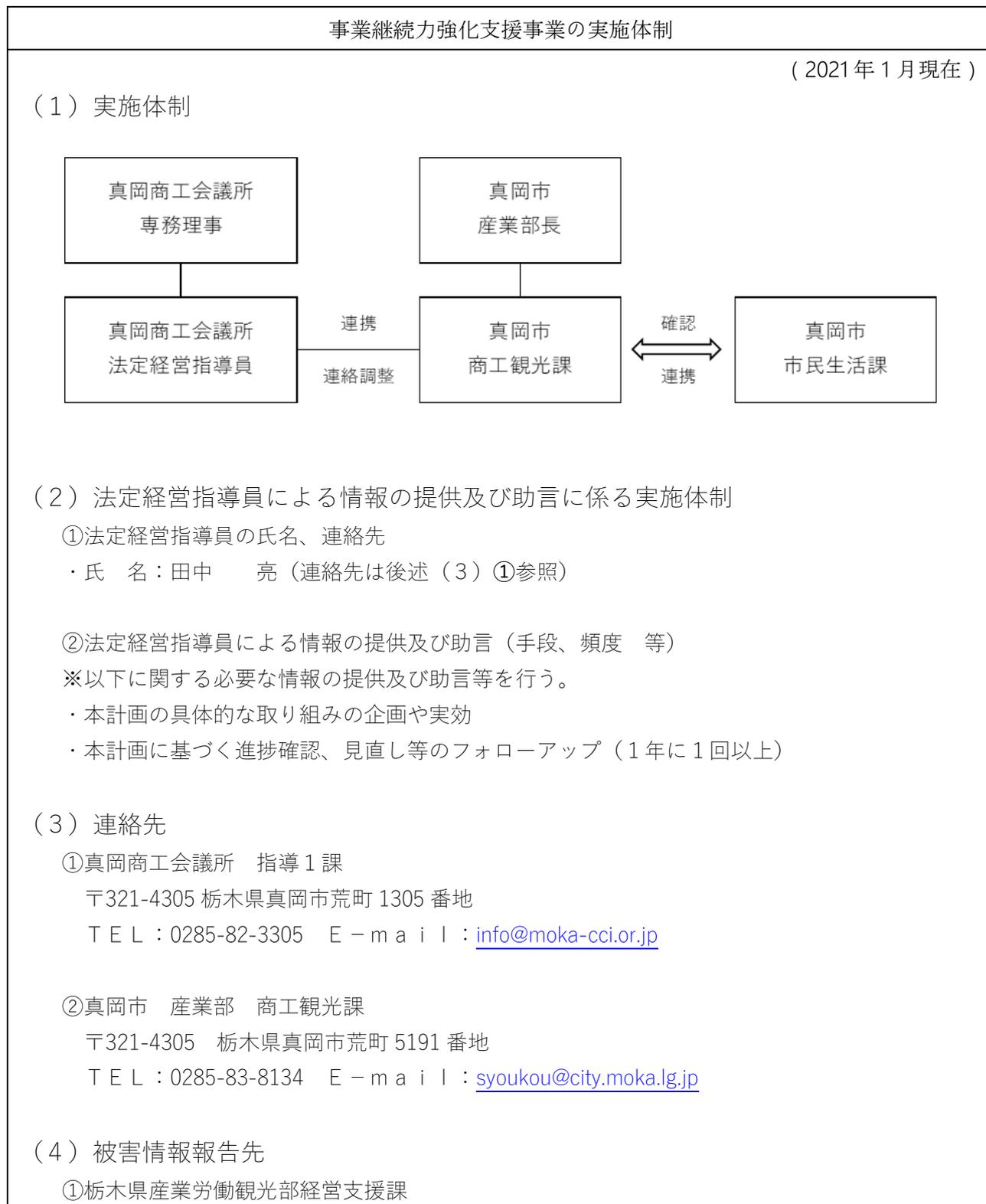
況がわかる写真を残しておくよう指導する。

②復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、真岡市と真岡商工会議所が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、真岡市・真岡商工会議所職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・県連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

T E L : 028-623-3173 E - m a i l : dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4

T E L : 028-637-3725 E - m a i l : info@ftcci.or.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
1. 専門家派遣費 (個社支援等)	100	100	100	100	100
2. セミナー開催費 (謝金、旅費)	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費 (ポスター・チラシ製作費)	100	100	100	100	100
4. 協議会開催費 (謝金・旅費・会議費)	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、真岡市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

